

第四十八号議案

江戸川区興行場法施行条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年二月十七日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

江戸川区興行場法施行条例の一部を改正する条例  
江戸川区興行場法施行条例（昭和五十九年六月江戸川区条例第二十九号）の  
部を次のように改正する。

第四条第一項中「二万七百元」を「二万七千五百円」に、「一万三千五百円」  
を「一万三千五百五十円」に改める。

付 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（説明）

消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の改正に伴い、手数料の額を改める必要があるので、本案を提出いたします。